

令和7年度いわて戦略的DX・GX等
研究開発推進事業
公募要領
(応用研究ステージ)

【受付期間】

令和7年2月25日(火)～令和7年4月4日(金)

【提出先】

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号
岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室科学技術担当

【提出方法】

メール

【問い合わせ先】

岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室科学技術担当
電話番号 019-629-5252

令和7年2月

岩手県ふるさと振興部

令和7年度当初予算の成立を前提に公募を行っており、県議会での審議状況等により、公募の停止、公募内容の変更、契約しないこと等の措置を行うことがある。

令和7年度いわて戦略的DX・GX等研究開発推進事業公募要領 (応用研究ステージ)

1 事業の概要

(1) 目的

本事業は、国等の研究開発事業につながる産学官が連携した研究開発プロジェクトを発掘し、研究開発を推進することによって、本県産業の高付加価値化や新産業・新事業の創出等を図ることを目的とする。

(2) 事業の対象範囲

本事業は、「学」又は「官」が有する研究シーズについて、「産・学・官」、「産・学」又は「産・官」が連携して、事業化に向けた研究開発を行うものであり、**応用研究から実用化研究段階のステージ**にあり、本事業の終了後に**国などの大型研究開発資金の獲得を目指す研究開発**を対象とする。

したがって、基礎研究や試作品開発、研究開発要素の薄い量産設備等の整備は対象とならないこと。

(3) 研究開発課題の募集分野

指針に掲げる科学技術の展開が期待される次の分野

- ① 次世代ものづくり分野
- ② ライフサイエンス分野
- ③ 加速器関連分野
- ④ 環境・エネルギー分野
- ⑤ 農林水産業高度化分野
- ⑥ 伝統産業高度化分野
- ⑦ その他（上記以外で本県の産業創出に資すると認められる研究開発）

(4) 応募資格

ア 研究開発グループの構成要件

「産・学・官」、「産・学」又は「産・官」の研究実施者と管理法人で構成する研究開発グループで応募し、研究開発グループの中から、プロジェクトリーダー及びプロジェクトサブリーダーを選任すること。

「産」： 県内に事業所があり、かつ研究開発を実施する能力を有する企業及び県内に存して営利を目的とする業を営み、かつ研究開発を実施する能力を有する協同組合等をいう。

「学」： 大学、大学共同利用機関、短期大学、高等専門学校並びに研究開発を行う公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人等をいう。

「官」： 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人その他の公共的団体をいう。

「管理法人」： 研究開発プロジェクトの運営管理、研究体構成員相互の調整や、財産管理（知的財産権を含む）等の事業管理、研究開発成果の普及、事業化の推進等を主体的に行う母体となる機関をいう。また、県との委託契約におけ

る受託者として、契約責任を有する。
「プロジェクトリーダー」：
研究開発の計画、実施、進捗・成果管理を総括するとともに、プロジェクト全体をマネジメントして研究開発プロジェクトに係る全責任を有する個人をいう。
「プロジェクトサブリーダー」：
プロジェクトリーダーを補佐する個人をいう。

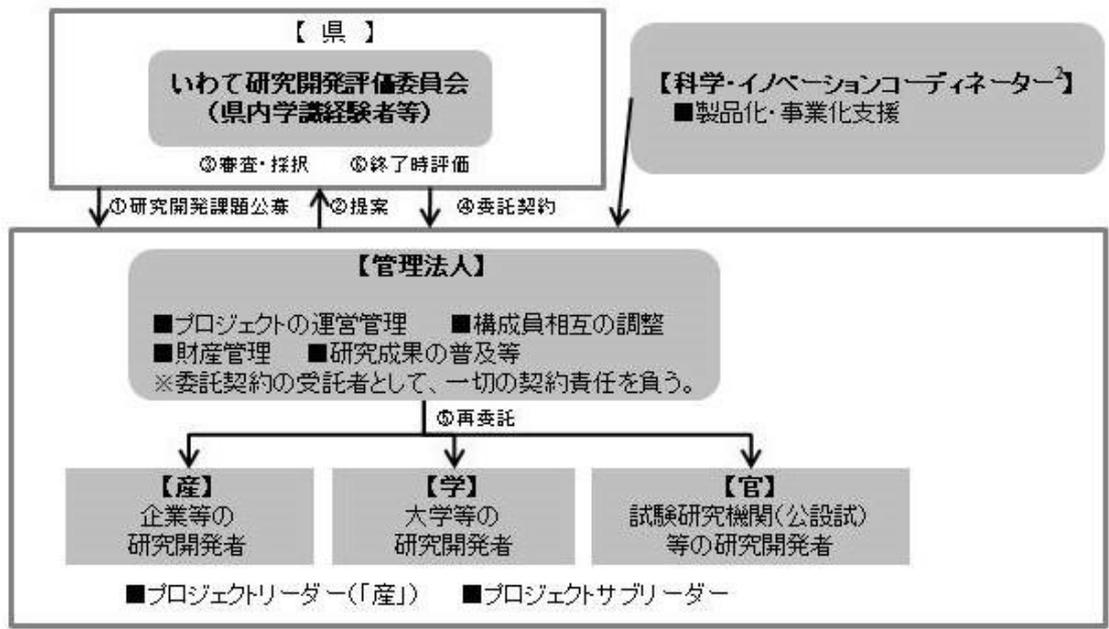
イ 構成員の資格要件等

- ① プロジェクトリーダー
「産」の企業・協同組合等に所属する方
- ② プロジェクトサブリーダー
「産」「学」「官」いずれの方でも可

※プロジェクトリーダー、プロジェクトサブリーダー共通の要件

- ・ 研究上の高い見識と管理能力を有し、研究計画の立案、実施、進捗・成果管理のすべてについて総括できる能力を有していること。
- ・ 当該研究開発プロジェクトのために必要かつ十分な時間を確保できること。
- ・ 製品化・事業化のための技術開発に関する知見を有していること。

【事業スキーム（事業の仕組）】



² 科学・イノベーションコーディネーター：国等研究開発資金の獲得支援や他機関とのマッチング（コーディネート）、各種活動支援を行い、早期事業化に向けて研究開発グループをサポートする。岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室に在籍。

(5) 研究開発期間

2年度以内

※ 令和7年度の3月に中間評価を行い、その結果によっては、2年目の研究開発について計画変更が生じる場合又は事業が中止となる場合があること。

(6) 研究開発費及び採択予定数

研究開発費	採択予定数
1年目：640万円以内 2年目：480万円以内	1件

(7) 対象経費

ア 機械装置設備費（性質又は形状を変えずに長期間の使用に耐える物品で取得価格が3万円以上のもの）

イ 人件費

- ・ 研究員人件費（産の研究員のみ対象）
- ・ 研究補助員人件費（アルバイト、パートに限る）
- ・ ポスドク等の非常勤助手の人件費（提案された研究開発に従事する者に限る）

ウ 謝金

エ 消耗品・原材料費

オ 光熱水費

カ 出張旅費（原則として国内旅費に限る）

キ 報告書作成費

ク 通信・運搬費

ケ 使用料・賃貸料（試験機、測定器など）

コ 試作モデル作成費

サ 外注費

シ その他必要と認められる経費

ス 間接経費（研究開発に関連した環境整備や機能向上などに係る経費で、「ア 機械装置設備費」から「シ その他必要と認められる経費」の合計額の5%を上限）

セ 管理法人の一般管理費（「ア 機械装置設備費」から「シ その他必要と認められる経費」の合計額の10%を上限）

ソ 研究体構成員の全体会議開催費（管理法人のみ）

タ 消費税及び地方消費税

※1 「ア 機械装置設備費」及び「イ 人件費」については、研究開発費の総額の40%を上限とする。ただし、研究開発の内容から必要と認められる場合は、この限りではない。

※2 パソコン、スマートフォンやプリンタ等の汎用性のある備品は、「ア 機械装置設備費」の対象外とする。ただし、研究開発の内容から必要と認められる場合は、この限りではない。

※3 採択した研究開発課題については、契約締結前に県及び科学・イノベーションコー

ディネーターによる計画ヒアリングを実施し、計画内容や研究費等を調整する場合がある。

2 応募手続

(1) 受付期間

受付期間：令和7年2月25日（火）～令和7年4月4日（金）

(2) 提出方法等

下記アドレスあてにメールにより「研究開発課題提案書（様式第1号）」及び共同研究を行う企業の概要が分かる資料を提出すること。

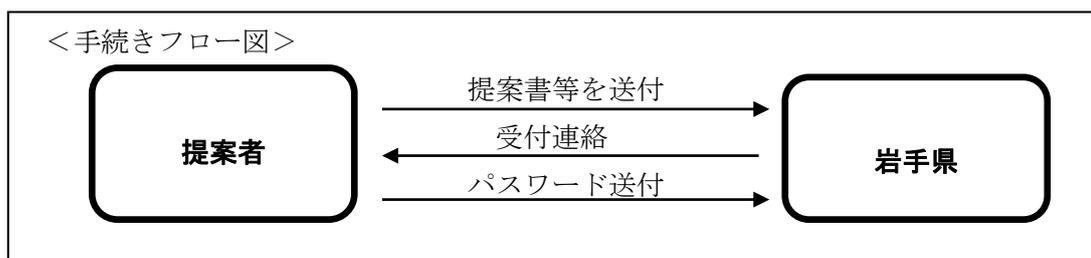
提出先：AB0008@pref.iwate.jp

【提出手続きの流れ】

ア. 提出アドレスあてにメールにより提案書等を提出する。なお、提出データにはパスワードを付すること。また、システムの関係から、データ容量が10MBを超えるメールは受信することができないため、データの圧縮や添付データを分割するなどにより対応すること。（分割数が多くメールでの提出が煩雑になるなどの事情がある場合は、個別に相談されたい。）

イ. 県の担当者がデータの受信を確認した後、応募者に対して応募を受け付けた旨の連絡を行う。応募から2営業日が経過しても連絡がない場合は、「5 公募に関する問い合わせ先」まで連絡すること。

ウ. 提案者は、上記イにより連絡があった担当者あてに提案書に付したパスワードを記載したメールを送付する。



(3) その他留意事項

ア 提出いただく提案書等は、研究開発課題選定以外の目的には使用せず、応募内容についての秘密は厳守する。

イ 応募者都合による応募後の修正や資料等の追加は不可とする。

3 研究開発課題の選定

(1) 選定方法

提案を受けた課題について、次のとおり事業選定を行う。

項目	内容	時期
書類審査	事業目的への適合性や制度要件への合致性等の書類審査	4月中旬
いわて研究開発事業検討会	プロジェクトリーダーによる提案者プレゼンを踏まえた事業採択の検討	4月下旬
採択課題の決定	いわて研究開発検討会の検討結果等を踏まえ、県が採択課題を決定	5月中旬

(2) 評価等基準

上記選定方法の評価基準及び検討項目は、次のとおりです。

項目	評価基準・検討項目
書類審査	(1) 事業目的への適合性 ア 大学等の有する技術シーズの活用 イ 製品化・事業化等に結びつく研究開発 ウ 応用研究から実用化研究段階のステージ エ 国などの大型研究開発資金の獲得を目指す研究開発 (2) 制度要件への合致性 (3) 研究開発としての妥当性等 ※ 不明な点等を問い合わせることがあること。
いわて研究開発事業検討会	(1) 本県経済への寄与度 ア 経済効果 イ 実現可能性 (2) 研究内容 ア 新規性、優位性 イ 実現可能性 (3) 展開可能性

4 知的財産権の取扱

本事業推進の過程で生じた知的財産権は、原則として県に帰属するものとする。

ただし、次の各号のいずれの規定も遵守することを県が定める書面で県に届け出た場合、研究開発の過程で生じた知的財産権を県は研究開発グループから譲り受けないものとする。

- (1) 研究開発グループは、委託業務に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、県に報告する。
- (2) 研究開発グループは、県が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を県に許諾す

る。

- (3) 研究開発グループは、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、県が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

5 公募に関する問い合わせ先

岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室科学技術担当

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号

TEL : 019-629-5252 (直通) メール : AB0008@pref.iwate.jp